

## 藤沢市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）使用取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、飼い主のいない猫を原因とする生活環境被害の軽減と行政による猫の引き取り及び殺処分減少に資することを目的とし、市内で飼い主のいない猫等を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金が交付する無料不妊手術を行うための行政枠チケット（以下「チケット」という。）を使用するにあたり、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）飼い主のいない猫 特定の飼い主がいないことが明らかである猫をいう。
- （2）地域猫 特定の飼い主がいないが、地域住民によって継続的に給仕給水等の世話をされている猫をいう。
- （3）さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済の目印として、耳先を桜の花びらの形（V字）に切った猫をいう。
- （4）地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施しその猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理する活動をいう。
- （5）不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術を合わせて不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- （6）多頭飼育崩壊現場 猫を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。
- （7）地域猫活動支援ボランティア団体 地域猫活動を行う市民に対して、助言その他支援を行うボランティア団体をいう。

### （対象者）

第3条 チケットは、次のいずれかに該当する者が使用することができる。

- （1）地域猫活動を行うことができる、3名以上で構成された団体、又は市内の自治会
- （2）地域猫活動支援ボランティア団体
- （3）市内の多頭飼育崩壊現場等で、地域の公衆衛生上特に市長が必要であると認める場合であって、猫に不妊手術を施し、その後の適切な管理ができる者

(対象猫)

第4条 チケットは、次のいずれかに該当する猫に使用することができる。

- (1) 飼い主のいない猫
- (2) 地域猫
- (3) 多頭飼育崩壊現場で不妊手術がなされていない猫

(団体の登録)

第5条 チケットの使用を希望する団体は、年度ごとに団体登録申請書(第1号様式)、団体の定款又は規約、構成員名簿を市長に提出すること。

- 2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容の審査、及び必要な調査を行い、その適否について、団体登録承認・不承認通知書(第2号様式)により、団体に対して通知するものとする。
- 3 団体の代表者は、団体を解散、又は登録事項を変更したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(申請の方法)

第6条 チケットの使用を希望する者は、藤沢市さくらねこ無料不妊手術チケット使用希望申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(チケットの交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの使用が適当であると認めるときは、藤沢市さくらねこ無料不妊手術チケット使用決定通知書(第4号様式)により通知し、チケットを分配するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第8条 使用決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、藤沢市さくらねこ無料不妊手術チケット使用決定取消及び返還通知書(第5号様式)によりチケットの使用決定の全部若しくは一部を取り消し、既に分配したチケットの返還を求めるものとする。

- (1) チケットの使用方法が不相当と認められたとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(実施報告)

第9条 チケットを使用した者は、不妊手術終了後、速やかに藤沢市さくらねこ無料不妊手術チケット使用報告書(第6号様式)を市長に提出し、利用しな

ったチケットは返還するものとする。

(免責等)

第10条 市長は、チケットを使用した飼い主のいない猫等に対する不妊手術に関して生じた事故等について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月14日から施行する。